

岩手県告示第213号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第460号）で公示した公共測量を終了した旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市内
- 2 実施した期間 令和6年5月27日から令和7年3月13日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空レーザ測量